

○関西大学研究プロジェクトユニット規程施行細則

平成16年6月24日

制定

(趣旨)

第1条 この細則は、関西大学研究プロジェクトユニット規程第14条の規定に基づき、関西大学研究プロジェクトユニット（以下「ユニット」という。）の申請、運営、廃止等の手続について必要な事項を定めるものとする。

(要件)

第2条 ユニットは、次に掲げる要件を備えるものとする。

- (1) 4名以上の関西大学（以下「本学」という。）専任教育職員が共同して行う研究であること。
- (2) 原則として学外研究資金による研究であること。
- (3) 本学専任教育職員が研究代表者であること。

(施設)

第3条 ユニットは、研究代表者の研究室又は大学が指定する施設を時限付で利用することができる。

(研究資金の要件)

第4条 ユニットの研究資金は、次に掲げるものとする。

- (1) 当該ユニットの研究遂行を目的として獲得する学外の研究資金をもって充てる。
- (2) 前号のうち、科学研究費助成事業をもって充てる場合は、ユニットの構成員（調査研究補助員及び事務補助員を除く。）は当該科学研究費助成事業の研究代表者、研究分担者ないし研究協力者のいずれかを務めていなければならない。
- (3) 研究資金に科学研究費申請奨励研究費を充てることができる。
- (4) 研究参加費は、個人研究費取扱規程第3条及び個人研究費取扱要領に定める諸会費（各年度1人2万円を限度とする。）をもって充てることができる。
- (5) 当該ユニットの研究遂行を目的として獲得する学術研究助成基金による助成金、研究拠点形成支援経費又は教育研究高度化促進費をもって充てることができる。ただし、この場合、その研究組織が当該ユニットの構成員（調査研究補助員及び事務補助員を除く。）と同一であるものに限る。

(研究資金の事務)

第5条 ユニットにおける研究資金の事務は、次の定めにより適切に行うものとする。

- (1) 学外の研究資金の事務は、関連規程及び学内の基準の定めにより、研究支援・社会連携グループが行う。
- (2) 科学研究費助成事業、科学研究費申請奨励研究費、学術研究助成基金による助成金、

研究拠点形成支援経費及び教育研究高度化促進費に係る事務は、研究支援・社会連携グループが行う。

- (3) 研究参加費に係る事務は、研究支援・社会連携グループが行う。ただし、ユニットリーダーが人間健康学部に所属する場合は堺キャンパス事務室が、総合情報学部に所属する場合は高槻キャンパス事務グループが、社会安全学部に所属する場合は高槻ミューズキャンパス事務グループが行う。

(調査研究補助員及び事務補助員)

第6条 調査研究補助員及び事務補助員に対する報酬は、研究資金のうちから学内の基準に基づき支給する。

(廃止申請手続)

第7条 ユニットの廃止しようとするときは、ユニットリーダーは所定のユニット廃止申請書を学長に提出しなければならない。廃止は、学長がこれを決定する。

2 前項の廃止申請書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 名称
- (2) 申請者（ユニットリーダー）
- (3) 廃止の期日
- (4) 廃止の理由

(研究資金が途切れた場合の措置)

第8条 ユニットリーダーは、当該ユニットにおける研究資金が途切れた時点で前条に定める廃止の手続を行うものとする。

2 学外研究資金又は学内研究費が停止又は終了した後もユニットがその存続を希望するときは、ユニットリーダーからの申請により、将来における研究資金獲得の可能性に照らして、学長の承認を経て理事長がこれを許可する。

(閉鎖)

第9条 研究資金の不正な利用等があった場合、学長及び理事長はユニットの閉鎖を命じることができる。

(再申請の禁止)

第10条 原則として、学内で設置されたユニットと同一の事業を目的としたユニットを再び申請することはできない。

附 則

この施行細則は、平成16年6月24日から施行する。

附 則

この施行細則（改正）は、平成18年10月12日から施行し、平成18年8月1日から適用する。

附 則

この施行細則（改正）は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この施行細則（改正）は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この施行細則（改正）は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この施行細則（改正）は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この施行細則（改正）は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この施行細則（改正）は、2017年4月1日から施行する。

附 則

この施行細則（改正）は、2019年10月1日から施行する。